

令和4年度武蔵村山市子育て世帯臨時支援給付金の申請等について

このことについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 概要

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに出生した児童の保護者に対して、養育に係る経済的負担等を軽減することを目的として給付金を支給するもの。

2 支給対象者

- (1) 児童の出生時において、本市の住民基本台帳に登録されている保護者
  - (2) 最初の住民基本台帳への登録を本市にした児童の保護者
- ※ 保護者又は対象児童の引続きの居住意思のある方が対象になります。

3 支給額

児童1人当たり一律10万円

4 申請期間

令和4年7月1日から令和5年4月28日まで

5 申請手続及び給付時期等

- (1) 令和4年6月30日までに出生届を提出した児童  
7月上旬に申請書を送付し、窓口又は郵送で申請を受け付け、申請日の翌月末に振込み予定です。
- (2) 令和4年7月1日以降に出生届を提出した児童  
児童手当又は乳幼児医療費助成制度の手続と合わせて窓口で申請を受け付け、申請日の翌月末に振込み予定です。